

PTA等共済だより

第17号
2014/6/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■ PTA・青少年教育団体共済法研修会を実施しました。



研修風景（自治体・合同）

平成26年6月4日（水）～6日（金）の3日間、標記の研修会を実施しました。13自治体17名、22団体50名、3日間のべ92名の皆さんが参加されました。過去最大の参加者数となりました。心から感謝いたします。

今回の研修会は、自治体担当者の多くや団体事務局の交代等もあったことから、それぞれ1日の研修に前後の日をプラスし、2日目にオプション参加の基礎講座を設けました。

自治体担当者向けには、業務報告書の見方や今後の監督業務の進め方、団体担当者向けには、今後の適正な事業運営のための留意点や取り組み方に理解を深めていただきました。また、各日ともに各担当者間での情報共有を図っていただくための講座や別途情報交換会も開催いたしました。3日目午前には、2団体の個別相談会も実施しました。

3日目に開催した団体向け研修会においては、コンプライアンス管理・個人情報管理・リスク管理実践編として、より実践的な取り組み方を御紹介するとともに、全員でコンプライアンス・個人情報管理セルフチェックを実施し、意識の維持・向上に努めました。

リスク管理については、一般的なリスクマネジメント手法の一つである「リスクの洗い出し」を実施しました。「法人運営」から「危機管理」まで予め設定した13のテーマを8つのグループに分けてグループ討議を行っていただきました。時間の都合で、現状の意見交換に止どまり、リスクの洗い出しという点では十分に討議できなかったかもしれませんが、他の共済団体の業務の実情等を聞く良い機会になったとの感想が多く寄せられました。



グループ討議風景の様子

■ PTA等共済事業を実施する団体に関する税について

共済団体に関する税金について（登録免許税、印紙税、受取利子・配当等）（第3回／全3回）

①登録免許税…民法第34条規定により設立された法人は、その法人の登記（設立等の登記）については、非課税でありましたが、公益法人制度改革によって次のように変更されています。（一部のみ記載）

- ・特例民法法人から、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ移行する際の解散登記及び設立登記は非課税
- ・公益社団・財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の変更登記は非課税
- ・一般社団・財団法人の設立登記等について1件につき6万円等の登録免許税を課税

文部科学大臣が行うPTA等共済法に基づく共済事業の認可には、1件あたり15万円の登録免許税がかかります。都道府県教育委員会が認可する共済事業は非課税です。（北海道は、認可申請手数料15万円がかかります。）

②印紙税…金銭の受取書や契約書等の課税物件に該当する一定の文書（課税文書）に対して課されるもの。

- ・公益社団法人・公益財団法人が作成する金銭又は有価証券の受取書は非課税
- ・非営利性が徹底された一般社団法人・一般財団法人が作成する金銭又は有価証券の受取書は非課税
- ・一般社団法人・一般財団法人が作成する定款は課税

③受取利子・配当等…民法第34条規定により設立された法人は、所有する金融資産から得た受取利子・配当等に係る源泉所得税については、非課税でありましたが、公益法人制度改革によって次のように変更されています。

- ・公益社団・財団法人に係る受取利子・配当等に係る源泉所得税については非課税
- ・一般社団・財団法人に係る受取利子・配当等については、20%の源泉所得課税

④法人税

- ・公益社団・財団法人及び非営利が徹底された法人については、収益事業のみ課税

公益法人には、さまざまな
税制優遇があります♪

※税の話は、今回で終了になります。

■ FAQ Q1：共済規程（算出方法書）には、3か年分の既発生未報告支払備金の計算式しか規定していません。4年目以降のために、共済規程（算出方法書）を変更し、新たに規定しなおす必要はありますか？

A1：事業開始後、4年目以降の既発生未報告支払備金の計算については、文部科学省告示第175号第5条に定める方法によって算出及び積立てをしていただく必要があります。この告示は3事業年度を経過していないと計算できないようになっています。そこで施行規則第27条第2項を根拠に、事業開始後1～3か年の計算方法を共済規程（算出方法書）で規定することとされています。

■ お知らせ

・子供達に関する事件や事故が絶えず報道されています。交通事故防止、登下校時の安全確保、救命救急等、災害を未然防止する安全普及啓発活動等への取り組みについては是非とも御紹介ください。

・事業年度終了後三月以内に業務報告書を行政庁宛に提出することになっています。お済でしょうか。

次号の発行は、

7月下旬。

・各団体では、そろそろ総会が終わり、新たな体制でスタートしているものと思います。理事会や役員会等での、PTA等共済事業等に関する研修講師派遣の御予定がありましたら、お早目に御相談ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人 新潟県PTA安全互助会（共済事業開始：平成24年4月）

PTA等共済法に基づく共済事業を開始してから2年が経過しました。事業の運営上、下記の2点を課題と受け止め、工夫・改善に努めています。

1 役員や社員の意識をかえること

任意団体や保険会社への完全委託で実施していた見舞金制度の長い歴史があり、法人移行後においても社会的な事業体としての責務や規範意識に個人差がありました。毎年役員が大幅に入れ替わるPTA組織そのものの問題で、継続的な議論の積み重ねができません。現職PTA会員の理事を除き、理事会の構成員には、共済事業が軌道に乗るまである程度長期間務めてもらい、そこでの議論を充実させながら運営しています。

2 団体の意志決定過程や会費の使途や流れの透明性を確保すること

PTA協議会としては新潟県と政令市新潟市がそれぞれ独立して存在しますが、スケールメリットを考え共済事業は一緒にして当会が運営しています。つまりPTAとしては所属団体が違う会員が混在している形になります。それだけに団体の意志決定やお金の流れに疑義があるとPTA団体同士の対立を引き起こしかねません。事業運営や助成金などの配分では立案の段階から双方の会長・出身理事を交えて話し合っています。また、コンプライアンス管理、内部監査を強化することも不信感の払拭には大切です。

窓の外には信濃川が流れ、眺めのいいところに事務局があります。（事務局長 駿河仁志）



一般財団法人 静岡県高等学校安全振興会（共済事業開始：平成24年4月）

当会は、平成24年1月6日共済事業実施認可を受けて平成24年4月1日から共済事業を開始しました。文科省PTA等共済室の皆さんや県教育委員会を始め、多くの方々にご指導をいただきました。心からお礼申し上げます。

さて、当会の理事長を長くお務めいただいた芦川清司様が辞任され、後任に鈴木敏彦副理事長が就任しました。芦川前理事長には理事の職を4年、理事長の職を18年の計22年の長きにわたって当会の発展にご尽力をいただきました。特に、平成18年4月の保険業法の改正によって、児童・生徒の学校管理下での災害に対する給付の継続が危ぶまれたとき、芦川前理事長が中心となって全国高等学校安全互助会連絡協議会を立ち上げ、その会長として平成19年3月には全国からの会員の署名簿約70万人分及び要望書を、当時の伊吹文部科学大臣、山本金融担当大臣に手渡すなど、現在あるPTA・青少年教育団体共済法の生みの親と言っても過言ではありません。芦川様には本当にありがとうございました。お疲れ様でした。今後は、顧問として後進の指導にあたっていただきます。

当会では、各方面からの要望を受けて、全公立高等学校、特別支援学校に平成26年度AED整備費を助成することとしました。整備を希望する111校に全額助成できたことを喜ばしく思っています。

学校管理下で実際に起きてしまった災害への補償は大切な事業ですが、災害を未然に防ぐ又は災害を最小化することができるのなら、会としてどんなお手伝いができるか、今後検討してみたいと考えています。AED整備費助成も、その一環ととらえています。（事務局次長 鎌田英巳）



左奥：江間局長 右奥：鎌田次長
手前左：沼野さん 手前右：西村さん

PTA等共済室

- 6月2日（月）内閣官房TPP政府対策本部主催の業者団体向け説明会に全国高等学校安全互助会連絡協議会の細田事務局長と参加。
- 6月4日（水）6月5日（木）6月6日（金）文科省内会議室PTA・青少年教育団体共済法研修会を実施。
- 6月18日（水）19日（木）熊本県PTA教育振興財団評議員・理事合同研修会に講師派遣。「共済事業の法的位置づけ」評議員会と共済金給付に関する審査会にオブザーバー参加させていただきました。審査会は、医師も含めたメンバーで構成されており、怪我をした児童生徒等の成長や今後の治療等も考えた、真剣な審査がなされていました。



熊本県PTA教育振興財団
共済金給付に関する審査会



熊本県PTA教育振興財団
研修会の様子

■ 編集後記

ワールドカップで、最後のコロンビア戦に負け、遂に日本グループリーグ敗退が決まった。早起きすることが多く、テレビ番組もサッカーが非常に多かったように思う。ギリシャ戦（0-0で引き分け）の試合後のインタビューで、インタビュアーが本田選手に向かい「コートジボワール戦に比べていい戦い方でしたね…」とコメントを求めていた。本田選手は、しばらく絶句「…」した後、コメント。意味のない質問をするなどと思った。どんなにいい戦い方をしても、負けは負け。いい戦い方をしたからと言って決勝トーナメントには進めるものではない。

仕事でも一緒だが、結果が求められる時には、結果を出さないと成果としてはゼロだと思っている。私は、主催する年2回の研修会、依頼を受けた研修会、電話での照会等に対して、小さくても成果を上げること、残すこと、やってよかったと思えるようにと常に思っている。それぞれの場面での与えられた任務、団体における課題、共済制度を守るという優先順位を考えながら。（PTA等共済室：吉谷）